厚生委員会所管事務調査資料
「乳幼児虐待予防に向けた子育て支援のあり方について」

八王子市子ども家庭サービス事業について

～子育て短期支援事業～

令和6年(2024年)8月22日

子ども家庭部
子ども家庭支援センター

1　事業概要

（1）目的

　保護者の疾病、その他の理由により家庭において、子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、子どもとその家庭の福祉の向上を図る。

1　事業概要

（2） 事業の種類及び内容

ア．ショートステイ事業

保護者（児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母または祖父母等）の疾病、その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊をともない短期的に養育することで子育て家庭を支援する。

＜実施施設＞
①児童養護施設等での預かり
②市長の指定する**「養育協力家庭」**※

※養育協力家庭とは、市の委託を受けて自宅で子どもを一定期間宿泊で預かる事業を行う家庭

1　事業概要

イ．要支援ショートステイ事業　（対象：要保護・要支援児童）

保護者の強い育児疲れ、虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に移すことがふさわしいと市が判断した場合に、市が作成する支援プログラムに基づき、一定期間施設において児童を養育し、生活指導や発達、行動の観察を行うとともに、保護者への支援を行う。

ウ．トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により、帰宅が夜間にわたり、児童の生活に支障が生じる場合に、夜間施設において養育することで子育て家庭の負担を軽減する。

1　事業概要

（3） ショートステイ利用施設別概要

※要支援ショート実施施設

	こどものうち 八栄寮　※	わいわいほーむ ひのみらい	ショートステイ・ ベビーCoCo	市内の 養育協力家庭（6家庭）
場所	八王子市館町 2232-1	日野市平山 6-21-7	町田市小山町 3191-3	八王子市内
対象年齢	2歳から12歳（小学6年生まで）	1歳から12歳（小学6年生まで）	0歳3か月から2歳（体重4,500g以上）	1歳から12歳（小学6年生まで）
利用枠	1日3名	1日1名	1日1名	各家庭 1名
預け入れ時間	午前8時から午後8時まで	午前8時30分から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午前8時から午後8時まで
利用料	1泊2日6,400円（以降、1日ごとに3,200円加算）		1泊2日6,000円（以降、1日ごとに3,000円加算）	1泊2日6,800円（以降、1日ごとに3,400円加算）
市負担額	非課税世帯：上記金額の半額、生活保護世帯：上記金額の全額			1泊2日13,200円（以降、1日ごとに6,600円）＋減免適用の場合はその金額
利用期間・回数	1か月7日以内			
送迎の有無	○	○	×	×

1　事業概要

（4） 利用方法

＜初めて利用する場合＞

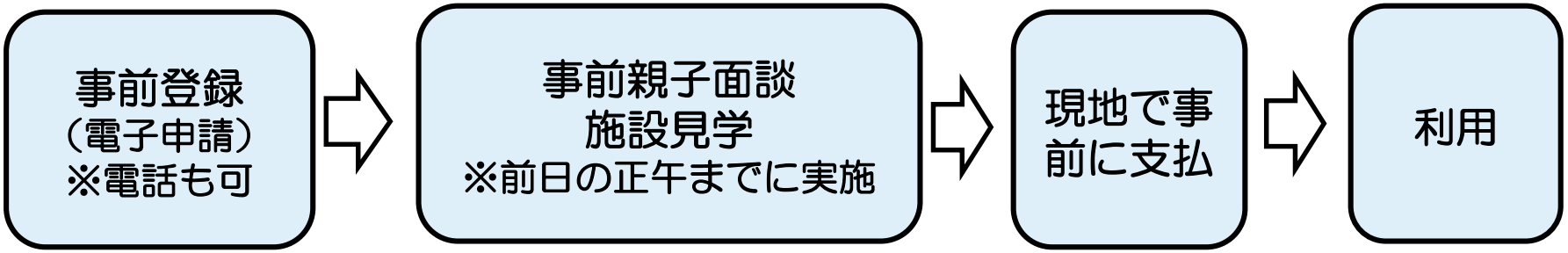

＜２回目以降利用する場合＞

※利用希望日の予約は、前月初日（平日）から利用日の3日前までに行う。

2　利用状況

(1) ショートステイ・トワイライト事業の利用推移

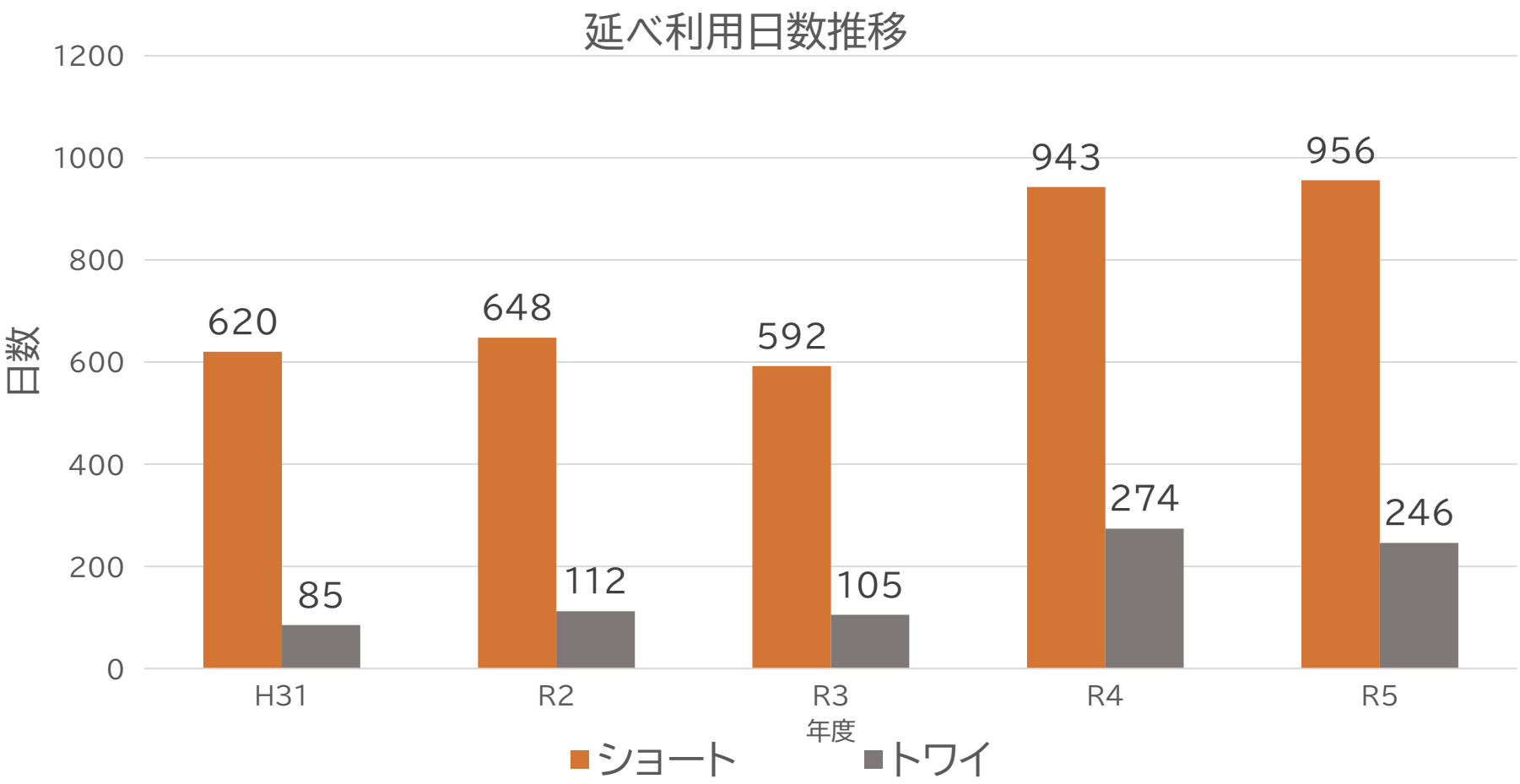

2　利用状況

(2) ショートステイ事業の利用目的別推移

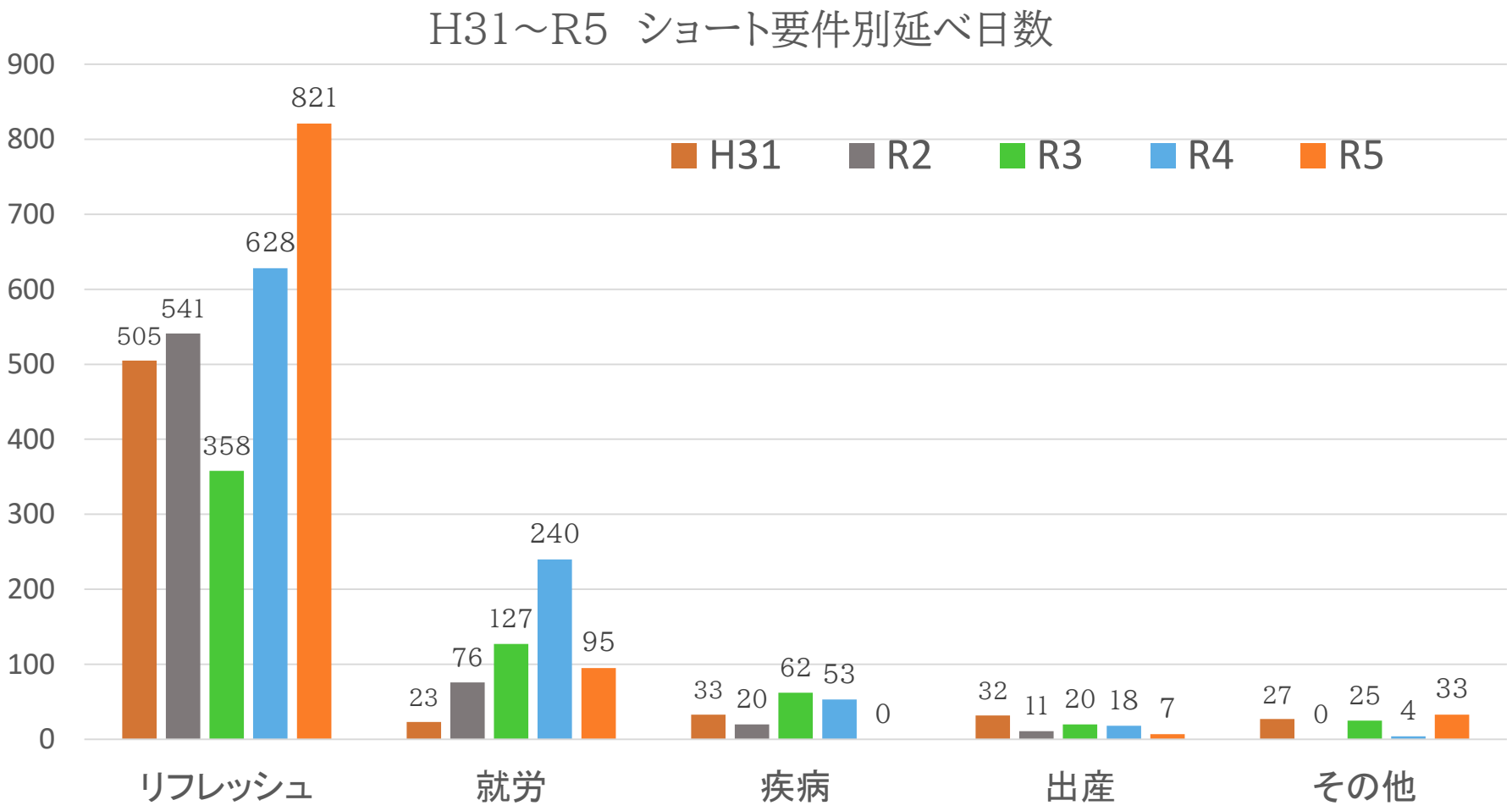

2　利用状況

（3）世帯状況別延べ利用日数

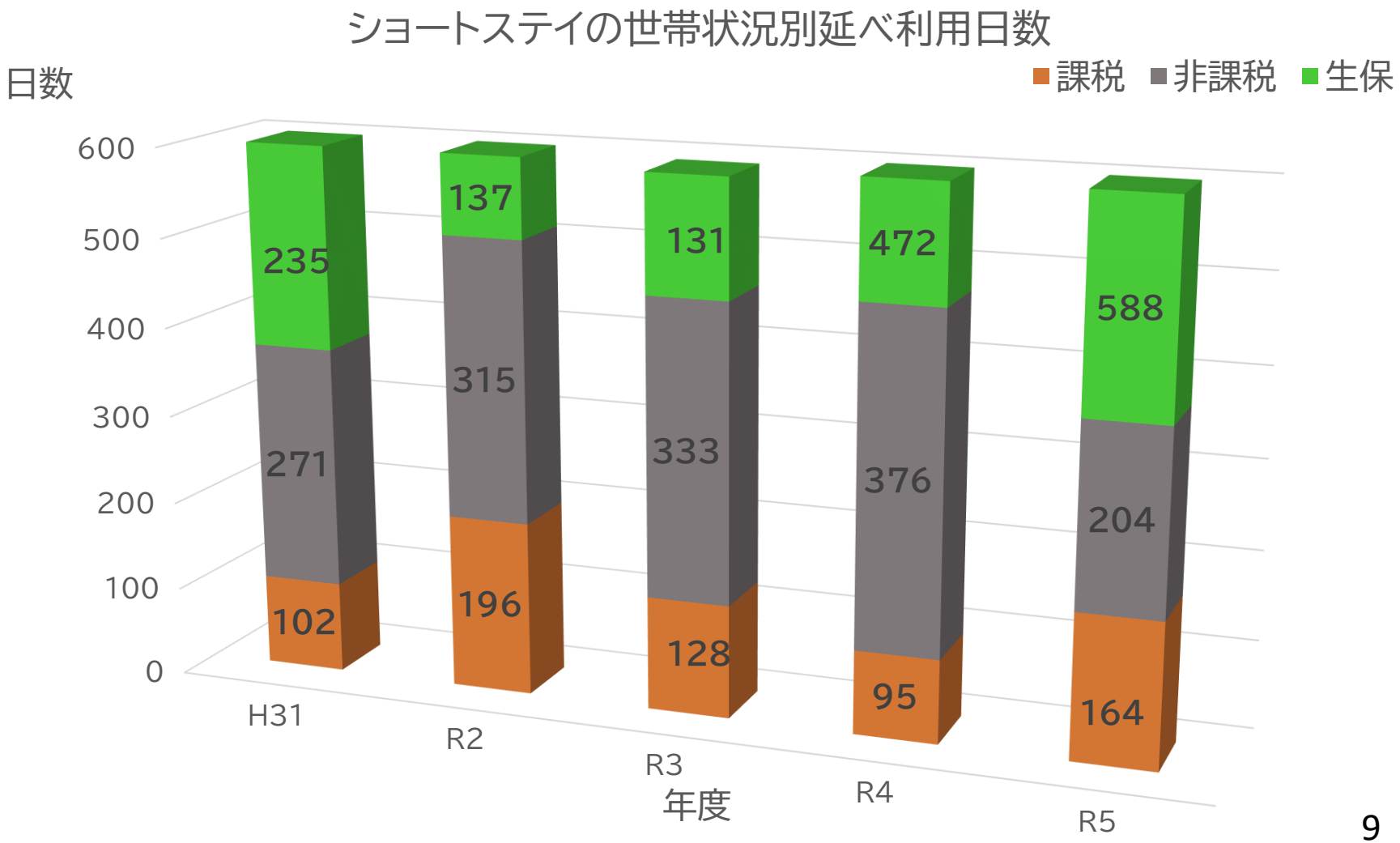

2　利用状況

(4)養育協力家庭の利用状況

養育協力家庭の登録者数

年度	H31	R2	R3	R4	R5
人数	5	6	6	6	8

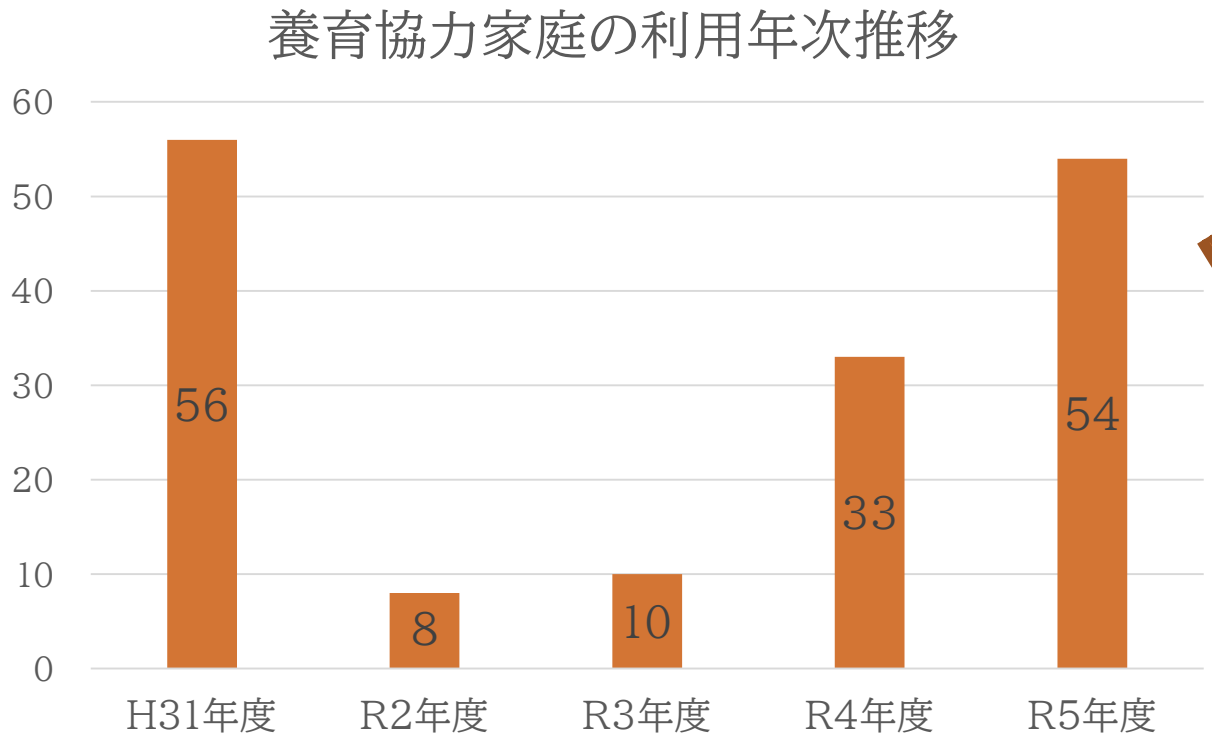

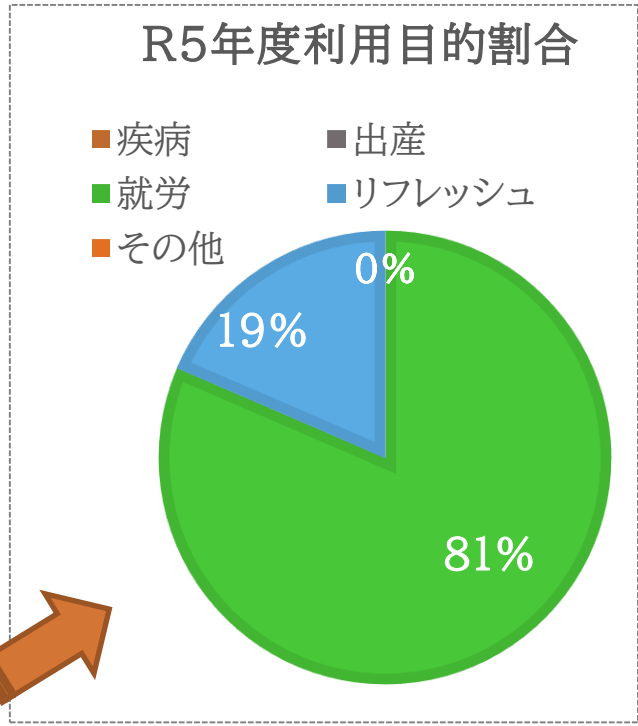

３ 運営費用

（1）令和5年度事業実績　23,251千円

補助率
国　1/3　都道府県　1/3　市区町村　1/3

（2）利用者負担
ア 生活保護世帯　免除

イ 非課税世帯　1/2減額

４　課題

（1）施設でのショートステイにおける課題

ア　受け入れ可能な場所の確保

短期利用の児童について専用の部屋の確保

イ　施設職員の確保が困難

（2）養育協力家庭における課題

養育協力家庭の登録数

利用者の希望日に養育協力家庭とマッチングが困難

（3）利用状況における課題

利用者の固定化

５　今後の子育て支援について

（1）必要時、養護が出来るよう体制の確保

ア　施設の受入れ枠拡充に向けた働きかけ

イ　養育協力家庭の登録に対する啓発

（2）宿泊を伴う預かりが必要になる前からの早期支援

ア　母子保健と児童福祉の一体的な支援の強化

イ　宿泊を伴わない子どもの預かり支援の活用

・一時保育

・ファミリーサポートセンター事業

・すくてく通園制度

【参考】里親制度とは

里親とは、親の病気や虐待など様々な理由により親と一緒に家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことをいう。
里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度

愛着障害を起こさせないために幼い乳児や児童には、特定の大人との関係が必要です。愛着障害のまま生育することにって、自信を持てず、コミュニケーション能力が劣り、大人になっても就職ができない、反社会的な行動をとるなどのリスクが高くなるといわれています。
※平成23年　児童福祉法の改正により施設から家庭養護の推進に方針転換

八王子市における里親制度に関わる事業については、管轄圏域の東京都八王子児童相談所と連携し、普及啓発事業を実施
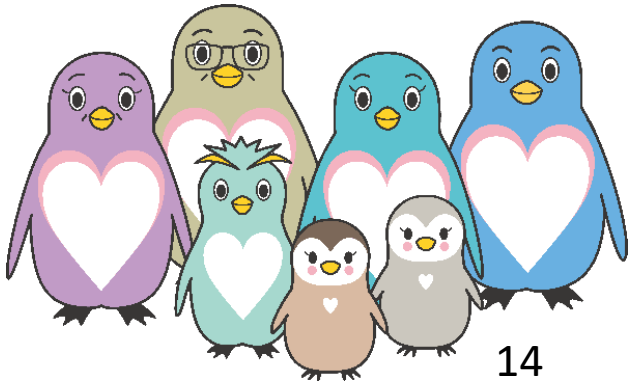
※里親養育支援や社会的養護自立支援に関わる事業に関する実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市